

平成 27 年度 佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

1 方針の適用範囲

この方針は、佐伯市の全組織を対象とする。

2 調達する物品等及びその目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする)

- ・物品(紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他) 4,200 千円
- ・役務(クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・公衆便所・建物・駐車場の清掃、公園管理、除草、その他) 23,950 千円

3 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保健部障がい福祉課障がい福祉係とする。